

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書について

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和2年10月7日

旭川市議会
議長 安田 佳正 様

提出者 旭川市議会議員

中 野 ひろゆき

高 花 えいこ

もんま 節 子

中 村 のりゆき

室 井 安 雄

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、更に激甚化する自然災害に効果的、効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実になりはじめ、今後、その深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっている。

地方公共団体は、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、風水害、地震、津波等の自然災害などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければならないが、被災者がその証明書の発行申請をし交付を受ける際には、現状は市町村の窓口へ赴かなければならない。しかし、災害時の移動は困難を極める上、地方においては役所まで車で数十分以上かかる場合もある。さらに災害時には窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないために来庁者を減らすことが重要である。

よって、政府においては、次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 全国5万店舗以上のマルチコピー機（キオスク端末）が設置されたコンビニエンスストアで、コンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を交付できるようにすること。
- 2 マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での申請は、各自治体はその利用を希望すれば、すぐに実施できることについて、各自治体に対し周知・徹底を早急に行うこと。
- 3 マイナンバーを活用した被災者台帳を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
- 4 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会